

# 2023 Vitz Race in 筑波 競技規則

2023Vitz Race in 筑波は、筑波サーキット（コース 2000）において、日本自動車連盟（JAF）公認のもと、FIA 国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠した日本自動車連盟（JAF）の国内競技規則とおよびその細則、ならびに筑波サーキット一般競技規則、ビクトリーサークルクラブ主催の「筑波チャレンジクラブマンレース特別規則」、およびニッサンスポーツクラブ主催「SCCN Race Meeting 特別規則」およびそれらの付則に従い準国内格式競技として開催される。

ニッサンスポーツカークラブ

ビクトリーサークルクラブ

2023 年 1 月 17 日 更新

**【開催日程】**

- 第1戦 3月26日(日) VICIC 筑波チャレンジクラブマンレース  
第2戦 5月28日(日) SCCN MAY RACE MEETING in TSUKUBA  
第3戦 7月29~30日 VICIC 筑波チャレンジクラブマンレース  
第4戦 9月17日(日) SCCN SEPTEMBER RACE MEETING in TSUKUBA  
第5戦 10月29日(日) VICIC 筑波チャレンジクラブマンレース  
第6戦 11月26日(日) SCCN NOVEMBER RACE MEETING in TSUKUBA

※参加申込期間などの情報は各オーガナイザーウェブサイトを参照。

SCCN <http://www.sccn.jp/index.html>

VICIC <http://www.japan-racing.jp/vicic/>

**【場所】**

筑波サーキット コース2000

**【周回数・レース距離】**

種目	周回数	完走周回	決勝 出場台数
Vitz Race In 筑波	15周	10周	30台

**【参加費】**

48,400円(税込)

## 【車両規定】

車両 参加車両はトヨタヴィッツ「RS Racing」（車両型式 NCP131-VPNTMV）および「Vitz GR SPORT“RACING“Package」（車両型式 NCP131-VPNTMV／NCP131-VPNTXV）

本レースは、2023 年 JAF 国内競技車両規則第 3 編第 7 章「スピード B 車両 規定」に従った車両で行われ、本規定に定められていない項目については、同規則第 5 章「スピード SA 車両規定」に従っていなくてはならない。また、道路運送車両の保安基準に適合した有効な自動車検査証を有し、競技中においても保安基準に合致する状態でなくてはならない。なお、乗車定員の変更は認められない。

## 定義

### 1. 指定部品

主催者より使用が義務付けられた部品。指定部品以外の使用は、純正部品も含み認められない。

### 2. 認定部品

主催者より使用が認められた部品。認定部品以外に純正部品の使用も認められる。

※主催者が認めた（プルテン等の発行）場合を除き、指定品・認定部品に対する加工・変更等の改造は認められない。

## 第 1 条 安全規定

改造および付加物の取り付けなどにより当該大会技術委員長が安全でない車両と判断した場合、その指示に従わなければならない。

### 1. 安全ベルト

- ①. フルハーネスタイプかつ 4 点式以上の FIA 公認安全ベルトの使用を義務付ける。
- ②. ラベルに表示されている使用期限の過ぎたものやストラップ、構成部品等に異常があるものは使用してはならない。また、万一事故によりシートベルトに強い衝撃を受けた場合、ストラップ、構成部品等の外観に異常が無くても使用してはならない。
- ③. 取り付けに関しては JAF 国内競技車両規則第 4 編細則「ラリー競技およびスピード 行事競技における安全ベルトに関する指導要綱」の条件を満たす事。
- ④. 4 点式以上の安全ベルトは競技中以外の装着は許されない。したがって、それ以外の通常走行時は既設の安全ベルトを装着すること。

### 2. 消火器 全ての車両に消火器の装着が推奨される。ただし、取り付ける場合は JAF 国内競技車両規則第 3 編第 1 章第 9 条 9. 1. 1 に従う事。

### 3. ロールケージ

主催者指定部品の使用を義務付ける。なお、乗員保護の為に頭部等に接触する恐れのあるロールケージの部位は緩衝材で覆われていなくてはならない。

〔車台番号 NCP131-2029638 以前の車両〕

品番 66510-KP300 (ロールケージ ASSY) 品番 66522-NP900 (ロールケージパッド)

品番 66552-TC003 (ロールケージパッド) [旧品番 66522-NP920]

〔車台番号 NCP131-2029699 以降の車両〕

品番 66510-KP330 (Roll ケージ ASSY) 品番 66552-TC003 (ロールケージパッド)

[旧品番 66522-NP920]

#### 4. サーキットブレーカー

取り付けは認められない。

#### 5. イグニッションスイッチ イグニッションスイッチはその位置が確認できるよう黄色で明示しなければならない。

#### 6. 牽引用穴あきブラケット

主催者指定部品の使用が義務付けられる。ただし、フロント側牽引用穴あきブラケットについては一般公道では使用しないこと。

〔車台番号 NCP131-2027796 以前の車両〕

品番 51960-KP300 (フロント牽引フック) 51967-KP300 (リヤ牽引フック)

〔車台番号 NCP131-2027852 以降の車両〕

品番 51961-KP300 (シャフト F R) 、66311-ZN600 (ストラップ F R)

90178-TC000 (ナット F R) 、51967-KP310 (フック R R)

## 第2条 改造規定

1. 車両規定に定められていない項目は当初のままで、変更、取り外し、追加、使用方法の変更等、および加工等の改造は認められない。更に、当規定に定められていない性能の向上を目的としていると判断される部品の装着はその効果の有無を問わず一切許されない。また、車両規定により交換可能な部品は、国内で一般的に市販されているもの（カタログやエビデンス等の提示を求める場合有）とし、未発売品／試作品等の使用や部品に対する加工等の改造は認められない。
2. ただし、国内で販売されている同一車両型式車種用の純正部品を使用することは許される（輸出仕様車専用部品の使用は許されない）。ダイアグシステム（故障診断システム）において異常と判断される状態であってはならない。
3. マイナーチェンジ前後車両の部品は主催者より使用許可の公示がない限り許されない。

## 第3条 エンジン・エンジン補機類

### 1. エンジン本体

エンジン本体に対する一切の加工・変更は許されない。

TRDにより封印されたものを搭載していなければならないことを原則とするが、やむを得ない修理などで封印が施されていない場合は、参加者によりそのエンジン本体が一切の加工・変更等の改造が施されていないことが保証されなければならない。また他参加者からの抗議や主催者による指示によって、分解されて内部の確認をうける場合もある事を承知し、その作業についての一切の工数と費用は参加者が負担するものとする。

2. エンジンマウント【車両型式 NCP131-VPNTMV のみ】主催者認定部品の使用が認められる。

品番 12305-NP900 (エンジンマウント RH)

品番 12372-KP300 (エンジンマウント L H)

品番 12363-NP900 (エンジンマウント RR)

3. フライホイール

加工・変更等の改造は認められない。

4. オイルポンプ

加工・変更等の改造は認められない。

5. オイルフィルター

変更は自由。ただし、取り付け位置の変更は認められない。

6. オイルフイラーキャップ

変更は自由。

第4条 電気系統 電氣的に、諸装置を作動・調整する事ができる装置 (ECU 等全てのコンピューター類のコントローラーを含む) は当初から装着されている物および当規定で認められた物を除き装着は許されない。

1. バッテリー

本体の変更は認められるが、本体外寸は当初の物と同等で、取り付けステーにて確実に固定されていなくてはならない。また、搭載位置の変更、ボデーアース線の追加・加工・変更等の改造は認められない。

2. オルタネーター

加工・変更等の改造は認められない。

3. 点火系統

主催者認定部品の使用が認められる。ただし、使用する4本の点火プラグは同一品番の物でなくてはならない。また、イグニッションコイルは加工・変更等の改造は認められない。

品番 10901-SP060-22 (TRDレーシングプラグ) / IKH01-22

品番 90919-01243 (スパークプラグ) / FK16HR11

品番 90919-01247 (スパークプラグ) / FK20HR11

4. セルモーター

加工・変更等の改造は認められない。

5. ECU

追加および加工・変更等の改造は認められない。

6. 配線

当規定で認められている部品を取り付ける為の最小限の加工以外は認められない。

第5条 吸排気系

1. エアクリーナー

加工・変更等の改造は認められない

2. 吸気・排気マニホールド

加工・変更等の改造は認められない。

3. マフラーおよび排気管

加工・変更等の改造は認められない。

4. マフラーサポート

主催者認定部品の使用が認められる。

品番 17565-NP900 (マフラーサポート)

5. 排出ガス

完全暖機運転後アイドリング状態にて、CO・HC 300ppmを越えないこと。

第6条 冷却系統

1. ラジエター ラジエター

本体の追加および加工・変更等の改造は認められない。また、導風板やダクトの取り付けも認められない。ただし、ラジエターキャップは変更が認められる。

2. サーモスタット

サーモスタットの変更および取り外し以外は認められない。

3. ラジエターファンおよびファンスイッチ

加工・変更・追加等の改造は認められない。

4. ラジエター配管

加工・変更等の改造は認められない。

5. オイルクーラー

追加および加工・変更等の改造は認められない。

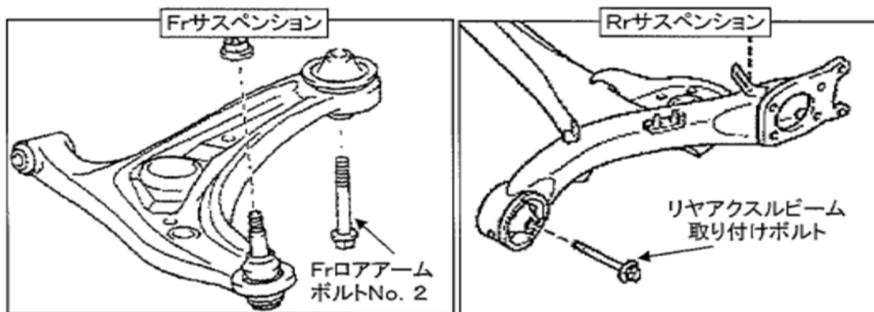
## 第7条 シャシー

### 1. 最低地上高

最低地上高9cm以上を確保すること。また、以下の二点についても指定の地上高を確保すること。

- ①.フロントロアームボルトNo. 2 下端…12.5cm以上
- ②.リアアクスルビーム取り付けボルト 中心部…21.5cm以上

下記イラストをご参照下さい。



### 2. 全長および全幅

変更は認められない。

### 3. 最低重量

1020 kg

- ①. 上記は、燃料、潤滑油、冷却水を含み、ドライバーを除いた車両の最低重量とし、常に保たなければならない。
- ②. バラストの使用は認められない。

### 4. ラバーマウントおよびブッシュ

主催者認定部品の使用が認められる。

品番 48609-NP900 (フロントアッパーサポート)

品番 48755-NP100 (リアアッパーサポート)

品番 48752-NP900 (リアサスペンションサポートストッパー)

品番 48654-NP900 (フロントロワームブッシュ)

## 第8条 駆動系

1. クラッチ【車両型式 NCP131-VPNTMV のみ】

主催者認定部品の使用が認められる。

品番 31210-AE100 (クラッチカバー)

品番 31250-AE963 (クラッチディスク)

品番 31250-NP900 (クラッチディスク)

組み合わせについては純正品を含めて自由。また、クラッチホースについては、ボルトオンにて装着可能なものに限り変更が認められる。

3. トランスアクスル

加工・変更等の改造は認められない。ただし、シンクロナイザーリングについては、主催者認定部品の使用が認められる。

品番 33368-20080 / 33368-20090 (サードギヤ・シンクロナイザーリング)

3. 変速レバー

ボルトオンで装着できる物に限り変更が認められる。

4. シフトノブ

変更は自由。ただし、シフトパターンは運転席から容易に識別できるように表示すること。

5. ディファレンシャル

当初から装着されているものおよびメーカーオプション品のみ使用が認められるが、それ以外 の加工・変更等の改造は一切認められない。

6. 最終減速比

ファイナルギヤの加工・変更等の改造は認められない。

第9条 制動装置

ボルトオンにて装着可能なブレーキパッド・ホースに限り変更が許される。

第10条 サスペンション

サスペンションおよびその取り付け部位の補強は認められない。

1. スプリング

主催者指定部品の使用が義務付けられる。

品番 48131-KP300 (フロントスプリング)

補給部品番 48131-KP320

品番 48231-KP300 (リヤスプリング)

補給部品番 48231-KP340



## 2. ショックアブソーバー

主催者指定部品の使用が義務付けられる。

品番 48510-KP300 (フロントショックアブソーバー R H)

補給部品品番 48510-KP310

品番 48520-KP300 (フロントショックアブソーバー L H)

補給部品品番 48520-KP310

品番 48530-KP300 (リヤショックアブソーバー)

補給部品品番 48530-KP310

## 3. フロントバンブラバー

主催者指定部品の使用が義務付けられる。

品番 48304-WY010 (バンブラバー)

## 4. スタビライザー

加工・変更等の改造は認められない。

## 5. アームおよびロッド類

主催者認定部品のプッシュ変更は認めるがそれ以外の加工・変更等の改造は一切認められない。

## 第 11 条 タイヤおよびホイール

### 1. タイヤサイズ 195/55R15

2. 使用するタイヤ銘柄は GOODYEAR EAGLE RS SPORT S-S PEC とし、使用するタイヤは全て同品番に限る。

3. タイヤおよびホイールはいかなる場合も他の部分と接触しないこと。

4. タイヤおよびホイールは車軸中心より前方 30 度・後方 50 度の範囲内でフェンダーから突出していないこと。

5. タイヤ中心より両側 50mm の範囲内は常にタイヤ溝深さを 1.6mm 以上有すること。

6. 通常走行時の摩耗以外のタイヤの加工（削り等）は禁止される。当該大会技術委員長により加工していると判断されるものは使用を認められない。

7. ウォームアップ、クールダウン、溶剤塗布等は認められない。

8. 使用できるホイールは全て同一のものとし、サイズは 15 インチ／7.0J インセット 48 または、15 インチ／7.0J+48 とする。

9. ホイールは JWL または VIA マークのある軽合金製とする。

10. ホイールナットの材質および形状の変更は認められる。ただし、ホイールディスク面より突出しないこと。

11. ホイールスペーサーの使用は認められない。
12. 公式予選・決勝レースを通して使用できるタイヤは 4 本までに制限される。  
(使用するタイヤは公式車検時にマーキングが施される)
13. パースト等のやむを得ない理由によりタイヤを交換をする場合は以下の通りとする。
  - 1) 公式予選終了までタイヤ交換は認められない。
  - 2) 公式予選終了後 30 分以内に文書により競技長へ申請するものとする。この場合、公式予選にて達成された決勝レース・スターティンググリッドを失うものとし、最後尾スタートとされる。タイヤ交換者が複数の場合は、正規にグリッドを得た車両の後方から公式予選結果順に配列する。

## 第 12 条 車体

1. 自動車登録番号標  
加工・変更等の改造は認められない。
2. 空力装置  
追加は認められない。
3. ボンネットおよびトランク  
加工・変更等の改造は認められない。
4. リヤゲートダンパー  
取り外すか、オイルおよびガスを抜く事により作動しないようにしなくてはならない。
5. バンパー  
加工・変更等の改造は認められない。
6. アウターミラー  
加工・変更等の改造は認められない。
7. フロントガラス
  - ①. 純正品以外でも道路運送車両の保安基準に適合した物の使用を認める。
  - ②. 保安基準に適合した保護フィルムの使用を認める。ただし、経年劣化等により保安基準を満たしていないと判断された場合は、使用することは出来ない。
8. サイドおよびリヤガラス  
下記の部品もしくは、道路運送車両の保安基準に合致した無色のサイドガラスおよびリヤガラスを使用すること。また塗装および色付フィルムの貼り付けや、ステッカーの貼り付けは主催者が認めたもの以外は許されない。  
  
品番 68110-52340 (フロントドアガラス R H)  
品番 68120-52340 (フロントドアガラス L H)  
品番 68130-52350 (リヤドアガラス R H)

品番 68140-52350 (リヤドアガラス L H)

品番 68105-52600 (バックドアガラス)

9. ボデー補強

空洞への充填材注入 (当初より充填されている部位を除く) も含み、一切の補強は認められない。

10. タワーバー、ブレース

追加および加工・変更等の改造は認められない。

11. 水／泥はねよけ。

追加および加工・変更等の改造は認められない。

12. エンジンアンダーカバー

追加および加工・変更等の改造は認められない。

13. エンブレム

車両前後に取り付けられているエンブレムは、取り外し・加工等の改造および外観を毀損することや追加は認められない。

14. ヘッドランプ

バルブ交換 (LED および後付 H. I. D. キット含む) および、これの取り付けに伴う 最小限の加工のみ認められる。

15. フォグランプ

取り外しのみ認められる。ただし、取り外した場合には簡易的ではない方法で蓋をすること。また、蓋はバンパー内側から取り付ける事とし、蓋の取り付けによって空力的性能の向上が あってはならない。

16. グリル

加工・変更等の改造は認められない。

17. テールランプ

加工・変更等の改造は認められない。

18. カウルトップベンチレータールーバー

フードトゥーカウルトップシールの取り外しは認められる。

19. 導通性シート 導通性能を有するフィルムやシート、ステッカー類の追加貼付は認められない。

第 13 条 車体内部

1. 内装

当規定で定められている部品の取り付けに伴う最小限の内装切除は認められる。また、グローブボックス及びアップパーボックス開閉に関する最小限の切除・加工も認められる。それ以外の、当規定で定められていない車室内の全ての部品は切除および加工することは認められない。

## 2. 防音材

加工・変更等の改造は認められない。

## 3. ステアリングホイール

加工等の改造は認められない。

## 4. ペダルカバーおよびヒールプレート

装着する事が認められる。ただし、確実に取り付けること。

## 5. フットレスト・ニーレスト

装着する事が認められる。ただし、確実に取り付けること。

## 6. 座席

①. 運転席側シートおよび助手席側シートに限り変更が認められる。変更する場合は JAF 国内競技車両規則第 3 編第 5 章 9 条 9. 4. 9 の規定と推奨条件を満たすこと。また、後部座席ヘッドレストについては競技中のみ取り外すことが認められる。

②. シート/シートレール/シートレールブラケット（サイドステー）は、組み合わせた状態で保安基準に適合していること。また大会期間中に求められた場合は、保安基準に適合していることを証明しなければならない。

## 7. 障害者用操作装置 障害者用操作装置を装着する事が出来る。ただし、健常者の使用は認められない。

## 8. ヒーター・エアコン ヒーターおよびエアコンの取り外しは認められない。また、正常に機能していなくてはならない。

## 9. 補助メーター

追加は認められない。

## 10. データロガー

電源を内蔵電池またはシガーライターソケットから取る G P S データロガーの使用は認められる。なお、車両との結線は、電源目的以外は認められない。

## 11. ラップタイム自動計測装置

ラップタイム計測を目的としたもので、電源を内蔵電池またはシガーライターソケットから取るものに限り取り付けを認める。なお、車両との結線は、電源目的以外は認められない。

## 12. インナーミラー

加工・変更等の改造は認められない。

## 13.フロアマット

専用フロアマットは、取り外さなくてはならない。

#### 14.クール・アンダーウェア用冷却システム

クール・アンダーウェア用冷却システムの使用は認められない。

#### 第 14 条 アクセサリー部品

JAF 国内車両規則第 4 編細則に定められたアクセサリー等の自動車部品であっても、下記および当車両規定に定めるもの以外は、取り付け・取外し・変更は認められない。

1. 取り付け・変更が可能な部品 コーナーセンサー、コーナープロテクター、ドアエッジプロテクター、ナンバーフレーム、サイドバイザー、スカッフプレート、警音器、空気清浄機、ナビゲーションシステム、音響／映像機器、盗難警報システム、ETC 車載器
2. 取外しが可能な部品 アンテナ

#### 第 15 条 統一解釈

本規定は道路運送車両の保安基準に適合し、出来る限り加工・変更等の改造の範囲を最小限に留めた車両で、平等な条件の下に一人でも多くの人に参加出来ることを目的として作成されたものであり、本規定の解釈に万一疑義が生じた場合は当該大会技術委員長の解釈をもって最終とする。

以上